

工場立地法の ／さらに／ 緑地面積率等を緩和しました！

工場立地法では、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることを目的に、一定規模以上の工場について、緑地面積等の敷地面積に対する割合が定められています。

竹原市では、新規企業の立地や既存企業の設備投資を促進し、市内企業の活性化を図るため、国の定める範囲内で、緑地面積率等の緩和を行っています。（令和2年12月から、既に緩和を行っていた「準工業地域」「工業地域・工業専用地域」に加え、「用途地域の定めのない地域」についても緩和を行いました。）

【緩和内容】 国の定める範囲内で、最大の緩和を行っています。

区分	準工業地域	工業地域 工業専用地域	用途地域の 定めのない地域
緑地面積率	(国基準) 20%以上 → 10% 以上	(国基準) 20%以上 → 5% 以上	(国基準) 20%以上 → 5% 以上
環境施設面積率	(国基準) 25%以上 → 15% 以上	(国基準) 25%以上 → 10% 以上	(国基準) 25%以上 → 10% 以上
重複緑地の 緑地面積参入率	(国基準) 25%以下 → 50% 以下		

【対象となる工場（特定工場）】

業種 … 製造業、電気供給業（水力、地熱、太陽光発電所は除く）、ガス供給業、熱供給業

面積 … 敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上

【お問い合わせ】

竹原市役所 産業振興課 商工観光振興係

竹原市中央五丁目6番28号

TEL 0846-22-7745 FAX 0846-22-1113